

租税特別措置法（所得税関係の事業所得等の課税の特例等）の改正

目 次	
一 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正……………	169
二 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正……………	172
三 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正……………	173
四 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度）……………	174
五 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止……………	178
六 特定設備等の特別償却制度の改正……………	178
七 地震防災対策用資産の特別償却制度の改正……………	179
八 特定電気通信設備等の特別償却制度の廃止……………	180
九 資源再生化設備等の特別償却制度の廃止……………	180
十 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正……………	181
十一 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正……………	182
十二 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度の改正……………	183
十三 優良賃貸住宅の割増償却制度の改正……………	184
十四 特別償却等に関する複数の規定の不適用制度の改正……………	184
十五 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改正……………	185
十六 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の改正……………	185
十七 探鉱準備金制度の改正……………	186
十八 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度の改正……………	186

一 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の措置で構成されています。

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除きます。）において、その事業所得の金額の計算

上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の試験研究費の額の10%（試験研究費割合が10%未満であるときは、その試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合。以下「試験研究費の総額に係る税額控除割合」といいます。）に相当する金額（以下「税額控除限度額」といいます。）をその年分の総所得金額に係る所得税額から控

除（税額控除）することができるというものです（措法10①③）。

この場合の税額控除限度額は、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額（平成22年及び平成23年の各年分において適用を受ける場合には、30%相当額）が限度となります。その結果、控除できなかった金額は、繰越税額控除限度超過額として1年間の繰越しが認められています（措法10①後段、③、10の2①）。この繰越税額控除制度については、(3)をご参照ください。

(2) 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度

この制度は、(1)の試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の特例として、青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除きます。）において、その事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額がある場合には、その年分の特別試験研究費の額に税額控除割合（12%からその年分の(1)の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したものをいいます。）を乗じて計算した金額（以下「特別研究税額控除限度額」といいます。）をその年分の総所得金額に係る所得税額から控除（税額控除）することができるというものです（措法10②③）。

この場合の特別研究税額控除限度額は、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額（平成22年及び平成23年の各年分において適用を受ける場合には、30%相当額）（(1)の試験研究費の総額に係る税額控除によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除された金額がある場合には、当該控除された金額を控除した残額）が限度となります。その結果、控除できなかった金額は、繰越税額控除限度超過額として1年間の繰越しが認められています（措法10②後段、③、10の2①）。この繰越税額控除制度については、(3)をご参照ください。

(3) 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する個人のそ

の年分（事業を廃止した日の属する年分を除きます。）において、繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超えていることを要件として、その繰越税額控除限度超過額をその年分の総所得金額に係る所得税額から控除（税額控除）することができるというものです（措法10③）。

繰越税額控除限度超過額とは、個人の前年における(1)の税額控除限度額又は(2)の特別研究税額控除限度額のうち、(1)又は(2)の税額控除をしなくてもなお控除しきれない金額の合計額をいい、この繰越税額控除限度超過額が、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額（平成22年及び平成23年の各年分において適用を受ける場合には、30%相当額。以下同じです。）（その年において(1)又は(2)の控除によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除された金額がある場合には、当該控除された金額を控除した残額）を超えるときは、当該20%相当額が限度となります（措法10③、10の2①）。

また、平成24年において適用を受ける場合において平成22年に生じた繰越税額控除限度超過額があるとき、又は平成25年において適用を受ける場合において平成22年若しくは平成23年に生じた繰越税額控除限度超過額があるときは、これらを含めて繰越控除できることとされています。この場合には、その年分の事業所得に係る所得税額の30%相当額が限度となります（措法10の2②二、三）。

(4) 中小企業技術基盤強化税制

この制度は、中小企業者に該当する青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除きます。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合に、(1)の試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び(2)の特別試験研究費の額に

係る特別税額控除制度の適用に代えて、その試験研究費の額の12%相当額（以下「中小企業者税額控除限度額」といいます。）をその年分の総所得金額に係る所得税額から控除（税額控除）することができるというものです（措法10④⑤）。

この場合の中小企業者税額控除限度額は、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額（平成22年及び平成23年の各年分において適用を受ける場合には、30%相当額）が限度となります。その結果、控除できなかった金額は、繰越中小企業者税額控除限度超過額として1年間の繰越しが認められています（措法10④後段、⑤、10の2①）。この繰越税額控除制度については、(5)をご参照ください。

(5) 繰越中小企業者税額控除限度超過額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除きます。）において、繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超えていることを要件として、その繰越中小企業者税額控除限度超過額をその年分の総所得金額に係る所得税額から控除（税額控除）することができるというものです（措法10⑤）。

繰越中小企業者税額控除限度超過額とは、個人の前年における(4)の中小企業者税額控除限度額のうち、(4)の税額控除をしてもなお控除しきれない金額をいい、この繰越中小企業者税額控除限度超過額が、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額（平成22年及び平成23年の各年分において適用を受ける場合には、30%相当額。以下同じです。）（その年において(4)の控除によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除された金額がある場合には、当該控除された金額を控除した残額）を超えるときは、当該20%相当額が限度となります（措法10⑤、

10の2①）。

また、平成24年において適用を受ける場合において平成22年に生じた繰越中小企業者税額控除限度超過額があるとき、又は平成25年において適用を受ける場合において平成22年若しくは平成23年に生じた繰越中小企業者税額控除限度超過額があるときは、これらを含めて繰越控除できることとされています。この場合には、その年分の事業所得に係る所得税額の30%相当額が限度となります（措法10の2③二、三）。

(6) 試験研究費の増加額に係る特別税額控除額の上乗せ制度

青色申告書を提出する個人が、平成21年及び平成22年の各年において、次の①又は②に該当する場合に、それぞれ①又は②の金額を税額控除することができるというものです（旧措法10⑥）。ただし、個人が①と②のいずれにも該当する場合には、個人の選択によりいずれか1つの制度のみ適用することとし、①と②の双方を同時に適用することはできません（旧措法10⑦）。

なお、この措置により税額控除される金額は、その年分の事業所得に係る所得税額の10%相当額が限度となります（旧措法10⑥）。

① その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合（旧措法10⑥一）

$$\left(\frac{\text{その年分の試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}} \right) \times 5\%$$

(注1) 比較試験研究費の額…適用年前3年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の合計額をその適用年前3年以内の各年の年数で除して計算した金額（措法10⑧六）

(注2) 基準試験研究費の額…適用年前2年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額のうち最も多い額（措法10⑧七）

② その年分の事業所得の金額の計算上必要経

費に算入される試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合(旧措法10⑥二)

$$\left(\frac{\text{その年分の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}} \times 10\% \right) \times \text{超過税額控除割合}$$

(注1) 平均売上金額…適用年の売上金額及び適用年前3年以内の各年の年分の売上金額の合計額をその適用年及び当該各年の年数で除して計算した金額（措法10⑧八、

措令5の3⑰)

(注2) 超過税額控除割合：(試験研究費割合－10%)×0.2

2 改正の内容

上記1(6)の制度の適用期限が2年延長され、平成24年までの各年分の所得税について適用することとされました（措法10⑥）。

二 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成4年4月1日から平成24年3月31日までの期間（指定期間）内にエネルギー需給構造改革推進設備の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をして、その取得等をした日から1年以内にその個人の一定の事業の用に供した場合には、そのエネルギー需給構造改革推進設備について、基準取得価額の30%相当額（以下「特別償却限度額」といいます。）の特別償却が認められています（旧措法10の2の2①）。

また、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間（特例期間）にエネルギー需給構造改革推進設備の取得等をした青色申告書を提出する個人が、その取得等の日から1年以内にその個人の一定の事業の用に供した場合における特別償却限度額は、その取得価額からそのエネルギー需給構造改革推進設備について所得税法の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とされています（旧措法10の2の2⑥）。したがって、特例期間においては、エネルギー需給構造改革推進設備について、通常の償却費の額に加え、取得価額まで特別償却ができる、つまり、その事業の用に供した日の属する年分において即時償却できることとされています。

中小企業者に該当する青色申告書を提出する個人については、指定期間内にエネルギー需給構造

改革推進設備の取得等をして、その取得等をした日から1年以内にその個人の一定の事業の用に供した場合において、上記の特別償却の適用を受けないときは、そのエネルギー需給構造改革推進設備について、基準取得価額の7%相当額の税額控除（その年分の事業所得に係る所得税額の20%を限度とし、控除できなかった金額については1年間の繰越しが可能）が認められています（旧措法10の2の2③④）。

2 改正の内容

制度の適用対象となるエネルギー需給構造改革推進設備について、次のとおり見直しが行われました。

(1) 対象資産の範囲の見直し

本制度の対象資産の範囲について、石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しが行われました（措法10の2の2①二、措令5の4⑤、旧措令5の4⑥）。

(注) 化石燃料とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第2条第1号に規定する化石燃料をいい、具体的には、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれから製造される燃料であって経済産業省令で定めるものをいいます（経済産業省令につ

いては、今後公布される予定です。)。また、化石燃料以外のエネルギー資源とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、アルコール及びエネルギー源として利用することができる廃棄物をいいます。

(2) 対象設備の見直し

エネルギー需給構造改革推進設備のうち、その他の石油代替エネルギー利用設備等について次のとおり見直しが行われました（平22.3.31財務省告示第105号）。

(除外) 14設備

- イ 地方ガス天然ガス化設備
 - ・天然ガス出荷導管
 - ・天然ガス受入導管
 - ・液化天然ガス貯蔵装置
 - ・熱量変更設備
- ロ 多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置
- ハ 天然ガス利用設備
 - ・天然ガス利用工業炉
 - ・天然ガス利用ボイラー
- ニ 天然ガスフォークリフト
- ホ 廃棄物熱利用設備

- ヘ 天然ガス自動車
 - ト 天然ガス自動車用燃料供給設備
 - チ 燃料電池自動車
 - リ 燃料電池自動車用燃料供給設備
 - ヌ 燃料電池設備
- (縮減) 1設備
- イ 電気自動車

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、個人が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第70号）の施行の日以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が同日前に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備については従前どおりとされています（改正法附則53）。
- (2) 上記2(2)の改正は、個人が平成22年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をしたエネルギー需給構造改革推進設備等については従前どおりとされています（改正告示前文）。

三 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成10年6月1日から平成22年3月31日までの期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等の取得又は製作をして、その個人の指定事業の用に供した場合には、一定の要件の下に、基準取得価額の30%の特別償却と基準取得価額の7%の特別税額控除（その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しが認められます。）との選択適用を行うことができることとされています（旧措法10の3①

～③）。

(注) 特定機械装置等の範囲は次のとおりです。なお、() 書きは、基準取得価額を示しています。

- ① 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの（取得価額）
- ② 事務処理の能率化等に資する電子計算機及びデジタル複写機で、原則として1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（取得価額）
- ③ 次のソフトウェア以外のソフトウェアで、一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの（取得価額）
 - ・複写して販売するための原本

- ・ 開発研究用に使用されるもの
- ・ サーバー用のOS（オペレーティングシステム）
- ・ データベース管理システム
- ・ 連携ソフトウェア
- ・ ファイアウォール

- ④ 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5トン以上の普通自動車（取得価額）
- ⑤ 内航運送業の用に供される船舶（取得価額×75%）

2 改正の内容

- (1) 対象資産（特定機械装置等）の範囲の見直し
本制度の適用対象となるソフトウェアから除外されるソフトウェアの範囲について、サーバー用の仮想化ソフトウェアの追加等の見直しが行われました（措規5の8③）。

これらのソフトウェアの具体的な内容は次のとおりです。

- ① サーバー用の仮想化ソフトウェアの追加
二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによる一のサーバー用の電子計算機に対する指令を制御し、その指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウェアをいいます。なお、このサーバー用の電子計算機は、その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限ることとされています。

- ② 不正アクセス防御ソフトウェア（ファイアウォールソフトウェアの見直し）

不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された次の通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次の機能を有するソフトウェアであって、インターネットに対応するものをいいます。

- イ 通信路を設定するための通信プロトコル
その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能
- ロ 通信方法を定めるための通信プロトコル
その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能
- ハ アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル
その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能

- (2) 適用期限の延長

制度の適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました（措法10の3①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成22年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用し、個人が同日前に取得又は製作をした特定機械装置等については従前どおりとされています（改正措規附則5）。

四 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の措置で構成されています。

- (1) 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度

- ① 制度の概要

青色申告書を提出する個人で次の②に掲げるものが、昭和62年4月1日から平成23年3月31日までの期間（指定期間）内に、②に掲げる事業基盤強化設備の取得又は製作をして事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、その取得価額の30%相当額の特別償却と取得価額の7%相当額

の税額控除（その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度とし、繰越税額控除限度超過額については、1年間の繰越しが認められます。）との選択適用を行うことができることとされています（旧措法10の4①③～⑤）。

② 適用対象者及び事業基盤強化設備

イ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者（中小企業者に限ります。）で同法の経営改善措置に関する計画に係る承認を受けた個人…その経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

ロ 卸売業又は小売業を営む中小企業者に該当する個人…機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については一定のものに限ります。）

ハ 飲食店業（風俗営業に該当するものを除きます。）を営む中小企業者に該当する個人で生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の振興計画について認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合の組合員であるもの…その振興計画に定める振興事業の実施に係る器具及び備品（その飲食店業の基盤の強化に寄与する一定のものに限ります。）

ニ サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして一定の事業を営む個人（特定旅館業以外の事業を営む者にあつては、中小企業者に限ります。）…機械及び装置並びに器具及び備品でその事業の基盤の強化に寄与する一定のもの

ホ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者に該当する個人（上記イからニまでに掲げる個人に該当する者を除きます。）…その承認経営革新計画に定める機械及び装置

ヘ 中小企業による地域産業資源を活用した

事業活動の促進に関する法律に規定する認定計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者に該当する個人で同法の確認を受けたもの（上記イからホまでに掲げる個人に該当する者を除きます。）…その認定計画に定める機械及び装置

ト 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者に該当する個人で同法の確認を受けたもの（上記イからホまでに掲げる個人に該当する者を除きます。）…その認定農工商等連携事業計画に定める機械及び装置

（注） イからトまでの機械及び装置並びに器具及び備品は、原則として、1台又は1基（通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものについては、1組又は1式）の取得価額が、機械及び装置については280万円以上、器具及び備品については120万円以上のものが適用対象となります。

(2) 教育訓練費の総額に係る税額控除制度

青色申告書を提出する中小企業者に該当する個人が、平成21年から平成23年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除きます。）において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される労務費の額のうちに教育訓練費の額の占める割合が0.15%以上である場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、その教育訓練費の額の8%～12%に相当する金額を控除することができます（措法10の4⑥）。

2 改正の内容

(1) 中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置の追加

平成22年度税制改正において、情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度がその適用期限の到来をもって

廃止されました（後述五参照）が、そのうち中小企業者を対象とする措置については、対象設備について要件を一部見直した上で本制度に情報基盤強化設備等に係る措置として追加されました。

（制度の概要）

① 対象者

適用対象者は、青色申告書を提出する個人で、製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして一定の事業を営む中小企業者に該当する者です（措法10の4①五、措令5の6⑥、措規5の9⑥）。

（注）一定の事業とは、製造業のほか、建設業、鉱業、販売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除きます。）を除きます。）をいいます。なお、これらの事業のうち性風俗関連特殊営業に該当するものは除かれます。

② 対象設備（情報基盤強化設備等）

適用対象となる設備は、情報基盤の強化に資する次に掲げる減価償却資産です。ただし、少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入（所令138）又は一括償却資産の必要経費算入（所令139）の適用を受けるものを除きます（措法10の4①五、措規5の9⑦）。

イ 基本システム（次に掲げるものをいいます。）

（イ）サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、ISO/IEC 15408認証されたものに限り、以下同じです。）

（注）ソフトウェアとは、電子計算機に対

する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものを行い、複製して販売するための原本及び新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除きます。

（ロ）サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限るものとし、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含みません。）

（ハ）サーバー用の仮想化ソフトウェア（二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによる一のサーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置に当該二以上のサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの）に限り、その指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウェアのうち、ISO/IEC 15408認証されたものに限り、以下同じです。）

（ニ）データベース管理ソフトウェア又はそのデータベース管理ソフトウェア及びそのデータベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア

（注）データベース管理ソフトウェアとは、データベース（数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいいます。）の生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアであって、他のソフトウェアに対して当該機能を提供するもののうち、ISO/IEC 15408認証されたものに限り、以下同じです。

（ホ）連携ソフトウェア（情報処理システム（情

報処理の促進に関する法律第20条第1項第5号に規定する情報処理システムをいいます。）から指令を受けて、その情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するもののうち、ISO/IEC 15408認証されたものに限ります。）

(イ) 日本工業規格X0027に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格X4159に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格X573118に基づき認証する機能

(ロ) (イ)の指令を受けた旨を記録する機能

(ハ) 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能

(ニ) その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、その情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能

ニ 不正アクセス防御ソフトウェア又は不正アクセス防御装置のうち、ISO/IEC 15408認証されたもの（イからハまでに掲げる減価償却資産のいずれかと同時に設置するものに限ります。）

(注1) 不正アクセス防御ソフトウェアとは、不正アクセス防御機能を有するソフトウェアのうち、インターネットに対応するものをいい、不正アクセス防御装置とは、不正アクセス防御機能を有する装置のうち、インターネットに対応するものをいいます。

(注2) 不正アクセス防御機能とは、不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された次に掲げる通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次に定める機能をいいます。

① 通信路を設定するための通信プロトコル…ファイアウォール機能（その通信プロトコルに基づき、電気通

信信号を検知し、通過させる機能をいいます。）

② 通信方法を定めるための通信プロトコル…システム侵入検知機能（その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能をいいます。）

③ アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル…アプリケーション侵入検知機能（その通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいいます。）

③ 適用対象投資額

個人がその事業の用に供した年の指定期間内においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が70万円以上である場合の情報基盤強化設備等について、本措置の適用を受けることができます（措法10の4①五、措令5の6②）。

(2) 特定旅館業を営む中小企業者以外の者に係る措置の除外

上記1(1)の制度（上記1(1)②ニ）の対象から特定旅館業を営む中小企業者以外の者が除外されました（措法10の4①四、旧措令5の6④⑤）。

(3) 教育訓練費の総額に係る税額控除制度の法定福利費の見直し

上記1(2)の制度について、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の制定に伴い、教育訓練費割合の計算における労務費のうち法定福利費の範囲に、同法第20条第1項の規定より、子ども手当の一部として支給される児童手当に係る拠出金が含まれることとされました（措令5の6④五）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、個人が平成22年4月1日以後に取得又は製作をする情報基盤強化設備等

について適用することとされています（改正法附則54②）。

(2) 上記2(2)の改正は、個人が平成22年4月1日以後に取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、個人が同日前に取得又は製作をした機械及び装置並びに器具及

び備品については従前どおりとされています（改正法附則54①）。

(3) 上記2(3)の改正は、個人が平成22年4月1日以後に支出する拠出金について適用し、個人が同日前に支出した拠出金については従前どおりとされています（改正措令等附則10）。

五 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止

1 廃止前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間（指定期間）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にあるその個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、一定の要件の下で、その事業の用に供した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、その情報基盤強化設備等について、基準取得価額（取得価額の70%相当額）の50%相当額の特別償却と基準取得価額の10%相当額の税額控除との選択適用ができることとされています（旧措法10の6①③）。

ただし、税額控除に関しては、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度とし、繰

越税額控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされています（旧措法10の6④⑤）。

2 改正の内容

この制度については、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法10の6）。なお、中小企業者に係る措置については、前述四の制度に新たに、中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置として追加されています（措法10の4）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日前に取得又は製作をした情報基盤強化設備等については、従前どおりとされています（改正法附則55）。なお、繰越税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置については、一定の経過措置が設けられています。

六 特定設備等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、指定期間内に、公害の防止等に資する特定設備等でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をして、その特定設備等をその個人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得したものをその事業の用に供した場合又は船舶貸渡業を営む個人以外のものが貸付けの用

に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、その特定設備等について、取得価額（公害防止用設備を中小企業者等以外の個人が取得等をした場合には、取得価額の75%相当額）の一定割合の特別償却を行うことができることとされています（旧措法11①）。

対象となる特定設備等及び特別償却割合は、次のとおりです。

(1) 公害防止用設備：14%

- (2) 船舶（環境への負荷の低減に資するものに限り、）：16%（外航近代化船及び環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶については、18%）

2 改正の内容

公害防止用設備について、次のとおり見直しが行われました。

- (1) 対象設備から揮発性有機化合物排出抑制設備及び産業廃棄物処理用設備が除外されました（措令5の10②、旧措規5の12①、平22.3.31財務省告示第106号）。
- (2) 対象となるPCB汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備について、廃棄物

の処理及び清掃に関する法律の規定に基づくPCB汚染物等又は石綿含有廃棄物の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けた個人がその無害化処理に使用するものに限ることとされ、これらの設備に係る適用期限が平成23年3月31日まで1年延長されました（平22.3.31財務省告示第106号）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成22年4月1日以後に取得等をする特定設備等について適用し、個人が同日前に取得等をした特定設備等については従前どおりとされています（改正措令等附則13①、改正告示前文）。

七 地震防災対策用資産の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、指定期間内に、地震防災対策用資産の取得等をして、これをその個人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除きます。）には、次のとおり、その事業の用に供した日の属する年の事業所得の金額の計算上、その地震防災対策用資産について、取得価額の一定割合の特別償却が認められています（旧措法11の2①）。

- (1) 大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域等内において、緊急地震速報受信装置及びその関連設備（地震防災対策用資産）を事業の用に供する個人（地震防災対策を早急に講ずる必要がある一定の者に限ります。）が、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、地震防災対策用資産の取得等をして、これをその個人の事業の用に供した場合には、取得価額の20%の特別償却を行うことができます。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定

する特定建築物を有する個人で、その特定建築物の耐震改修につき同法の規定による所管行政庁の指示を受けていないものが、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に、その耐震診断により耐震改修が必要とされた特定建築物の部分について同法の計画の認定を受けた計画に基づき耐震改修工事を行う場合には、その耐震改修工事に伴い取得等をする特定建築物の部分について、その取得価額の10%の特別償却を行うことができます。

2 改正の内容

上記1(2)の制度については、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法11の2①二）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成22年4月1日前に取得等をした地震防災対策用資産については、従前どおりとされています（改正法附則57①）。

八 特定電気通信設備等の特別償却制度の廃止

1 廃止前の制度の概要

この制度は次の措置で構成されています。

(1) 電気通信利便性充実設備に係る措置

青色申告書を提出する個人で有線テレビジョン放送事業者に該当するものが、平成15年4月1日から平成22年3月31日までの間に、電気通信利便性充実設備の取得等をして、これをその個人が過疎地域等の条件不利地域で行う事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得をしたものをその事業の用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日の属する年分において、その電気通信利便性充実設備について、取得価額の5%の特別償却を行うことができます（旧措法11の4①表一）。

(注) 電気通信利便性充実設備の範囲

- ・ 光伝送装置
- ・ 加入者系光ファイバケーブル

(2) 放送番組制作利便性充実設備に係る措置

青色申告書を提出する個人で放送番組を制作する事業を営む個人（地域の振興に資する放送番組を制作する事業を的確に行う能力がある者として総務大臣が認定した個人に限ります。）が、平成15年4月1日から平成22年3月31日までの間に、放送番組制作利便性充実設備の取得等をして、これをその個人の事業の用（貸付けの用

を除きます。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得をしたものをその事業の用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日の属する年分において、その放送番組制作利便性充実設備について、取得価額の15%の特別償却を行うことができます。

ただし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に取得等をした場合の特別償却割合は13%、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得等をした場合の特別償却割合は10%となります（旧措法11の4①表二）。

(注) 放送番組制作利便性充実設備の範囲

- ・ デジタル撮像装置
- ・ デジタル素材伝送装置
- ・ デジタル副調整設備
- ・ デジタル記録・再生装置

2 改正の内容

本制度は、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法11の4、旧措令5の13）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成22年4月1日前に取得等をした特定電気通信設備等（電気通信利便性充実設備及び放送番組制作利便性充実設備）については、従前どおりとされています（改正法附則57②）。

九 資源再生化設備等の特別償却制度の廃止

1 廃止前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成8年4月1日から平成22年3月31日までの間に、次に掲げる資源再生化設備等の取得等をして、これを国内に

あるその個人の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得したものをその事業の用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、その資源再

生化設備等について、取得価額の14%の特別償却を行うことができます（旧措法11の6①）。

- (1) 生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する認定計画に記載された再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあっては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含みます。）で一定のもの
- (2) 再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する特定建設資材廃棄

物の再資源化に資するもので一定のもの

2 改正の内容

本制度は、適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法11の6、旧措令6の2、平22.3.31財務省告示第107号）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成22年4月1日前に取得等をした資源再生化設備等については、従前どおりとされています（改正法附則57③）。

十 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、一定期間内に、特定の地域内において製造等の事業の用に供する機械及び装置並びに工場用建物等（以下「工業用機械等」といいます。）の新增設をする場合において、その新增設に係る工業用機械等の取得等をして、これをその個人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得したものをその用に供した場合を除きます。）には、その事業の

用に供した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、取得価額の一定割合の特別償却を行うことができます（措法12①）。

なお、対象設備は、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が一定金額を超えるものに限ることとされています（措令6の3②）。

この制度の対象地区又は地域、特別償却割合、取得価額要件及び適用期間は、次のとおりとされています（措法12、旧措令6の3）。

対象地区又は地域	特別償却割合		取得価額要件	適用期間
	機械等	建物等		
① 半島振興対策実施地域	10%	6%	2,000万円超	公示の日（昭61.4.1前である場合には同日）から25年間
② 過疎地域等 イ 過疎地域 ロ 過疎地域に類する地区 ・ 離島振興対策実施地域 ・ 奄美群島	10%	6%	2,000万円超	公示の日から平22.3.31までの期間
	10%	6%	2,000万円超	指定の日から平23.3.31までの期間
	10%	6%	2,000万円超	指定の日から平23.3.31までの期間
③ 離島振興対策実施地域	10%	6%	2,000万円超	公示の日（平5.4.1前である場合には同日）から18年間
④ 振興山村	10%	6%	2,000万円超	公示の日（平21.4.1前である場合には同日）から平23.3.31までの期間
⑤ 沖縄の産業高度化地域	34%	20%	1,000万円超	指定の日から平24.3.31までの期間
⑥ 沖縄の自由貿易地域等	50%	25%	1,000万円超	指定の日から平24.3.31までの期間
⑦ 沖縄の離島の地域	—	8%	1,000万円超	指定の日から平24.3.31までの期間

2 改正の内容

上記1の表中②イの過疎地域に係る措置について次のような見直しが行われました。

(1) 対象事業の見直し

本措置の対象事業について、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業（コールセンター業務に係る事業）が追加されるとともに、ソフトウェア業が除外されました（措令6の3⑤）。

(2) 対象地区の追加

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）では、過疎地域の要件の追加を行う等の見直しを行った上で法

律の期限が平成28年3月31日まで6年延長されました。これに伴い、本措置の対象地区が追加されました（平22.4.1 総務省・農林水産省・国土交通省告示第10号）。

(3) 適用期限の延長

本措置の適用期限が平成23年3月31日まで1年延長されました（措令6の3①一口）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成22年4月1日以後に取得等をする工業用機械等について適用し、個人が同日前に取得等をしたソフトウェア業の用に供する工業用機械等については従前どおりとされています（改正措令等附則13②）。

十一 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は次の措置で構成されています。

- (1) 青色申告書を提出する個人が、昭和48年4月1日から平成23年3月31日までの期間内の日の属する各年において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が50%（雇用障害者数が20人以上である場合には、25%）以上である場合には、その年12月31日において有する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得等をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除きます。）に限ります。）について、普通償却額の24%（工場用の建物及びその附属設備については、32%）の割増償却を行うことができます（措法13①）。
- (2) 青色申告書を提出する個人で一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業を営むものが、平成10年4月1日から平成22年3月31日までの間に、障害者対応設備等の取得

又は製作をして、これらの事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した年において基準取得価額（取得価額の40%相当額）の20%の特別償却を行うことができます（措法13③）。

2 改正の内容

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、上記1(1)の措置の障害者雇用割合の算定の基礎となる従業員の総数について短時間労働者数に2分の1を乗じた数を、雇用障害者数について身体障害者又は知的障害者である短時間労働者数に2分の1を乗じた数をそれぞれ加えることとされました（措法13⑤三、措令6の6⑤、⑥三、措規5の19②）。

(注) 短時間労働者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者をいい、具体的には週所定労働時間20時間以上30時間未満の者をいいます。

- (2) 本制度（上記1(1)及び(2)の措置）の障害者のうち身体障害者手帳の所持者の範囲に肝臓の機能の障害を有する者が含まれることになりました。この改正は、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第298号）における身体障害者福祉法施行令の一部改正（平成22年4月1日施行）により行われています。
- (3) 上記1(2)の措置の適用期限が、平成23年3月31日まで1年延長されました（措法13③）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成22年分以後の所得税について適用し、平成21年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則43）。なお、個人が平成22年7月1日以前に死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合の雇用障害者数の計算については、従前どおりとされています（改正法附則57④、改正措令等附則13③）。

十二 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成21年から平成25年までの各年において、障害者自立支援法に規定する就労移行支援を行う事業所等（以下「障害者就労支援事業所」といいます。）に対して資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下「支援事業所取引金額」といいます。）がある場合において、その年における支援事業所取引金額の合計額がその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、その超える金額を限度として、その年の12月31日において有する減価償却資産でその事業の用に供されているもののうちその年又はその年の前年若しくは前々年において取得等をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除きます。以下「3年以内取得資産」といいます。）について、普通償却額の30%相当額（以下「特別償却限度額」といいます。）の割増償却を行うことができます（措法13の2①②）。

2 改正の内容

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改

正に伴い、障害者就労支援事業所の判定要件における労働者に短時間労働者が追加され、障害者数、障害者雇用割合及び重度障害者等割合の算定に当たっては、短時間労働者についてその数の2分の1を乗じた数を加えることとされました（措令6の7①五、措規5の20①）。

（注）短時間労働者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者をいい、具体的には週所定労働時間20時間以上30時間未満の者をいいます。

- (2) 本制度の障害者のうち身体障害者手帳の所持者の範囲に肝臓の機能の障害を有する者が含まれることになりました。この改正は、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第298号）における身体障害者福祉法施行令の一部改正（平成22年4月1日施行）により行われています。

3 適用関係

上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用し、平成22年分以前の所得税については、なお従前の例によることとされています（改正措令等附則13④）。

十三 優良賃貸住宅の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は次の措置で構成されています。

(1) 中心市街地優良賃貸住宅の割増償却

個人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成18年8月22日）から平成22年3月31日までの間に、中心市街地の活性化に関する法律の認定計画に基づき建築される一定の賃貸住宅の取得又は新築をして、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得したものを賃貸の用に供した場合を除きます。）には、その賃貸の用に供した日から5年間、普通償却額の36%（耐用年数が35年以上のものについては、50%）相当額の割増償却が認められています（旧措法14①）。

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却

個人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日（平成13年8月5日）から平成23年3月31日までの間に、高齢者向け優良賃貸住

宅の取得又は新築をして、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得したものを賃貸の用に供した場合を除きます。）には、その賃貸の用に供した日から5年間、一定の認定支援施設と一体として整備が行われた支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設については普通償却額の40%（耐用年数が35年以上のものについては、55%）、それ以外の高齢者向け優良賃貸住宅については20%（耐用年数が35年以上のものについては、28%）相当額の割増償却が認められています（措法14②）。

2 改正の内容

上記1(1)の中心市街地優良賃貸住宅の割増償却制度については、その適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法14①）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成22年4月1日前に取得又は新築をした中心市街地優良賃貸住宅については、従前どおりとされています（改正法附則57⑤、改正措令等附則13⑤）。

十四 特別償却等に関する複数の規定の不適用制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人の有する減価償却資産がその年において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用することとされています（措法19、措令10）。

(1) 措法第10条の2の2から第10条の6まで又は第11条から第15条までの規定

(2) (1)に掲げる規定のほか、減価償却資産に関す

る特例を定めている次に掲げる規定

① 所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）附則第25条第2項、第5項、第7項、第9項、第11項又は第13項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第11条の5、第12条（第1項の表の第1号に係る部分に限る。）、第13条の3（第1項第3号に係る部分に限る。）、第14条（第1項に係る部分に限る。）、第14条の2又は第15条の規定

- ② 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第18条第7項、第9項、第11項、第12項又は第16項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の租税特別措置法第13条の2（第1項第1号に係る部分に限る。）、第13条の3（第1項第2号に係る部分に限る。）、第14条（第1項に係る部分に限る。）、第14条の2（第2項第2号に係る部分に限る。）又は第15条の規定
- ③ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第83条第8項、第9項又は第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第13条の3（第1項第3号に係る部分に限る。）、第13条の4又は第14条（第1項に係る部分に限る。）の規定
- ④ 所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第70条第11項、第14項又

は第18項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第12条の3（第1項に係る部分に限る。）、第13条の3又は第14条（第2項に係る部分に限る。）の規定

- ⑤ 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第27条第6項、第10項又は第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の租税特別措置法第12条（第1項の表の第1号二に係る部分に限る。）、第14条（第2項に係る部分に限る。）又は第14条の2の規定

2 改正の内容

平成22年度の税制改正において、中心市街地優良賃貸住宅の割増償却制度（旧措法14①）が廃止されたこと等に伴い、この特別償却等に関する複数の規定の不適用制度の規定の整備が行われました（措法19、措令10）。

十五 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和49年から平成22年までの各年において、金属鉱業等における坑道、集積場（以下「特定施設」といいます。）の使用の終了後における鉱害防止の費用の支出に備えるため、その特定施設ごとに、その特定施設につきその年において金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することが認められています（旧措法20）。

2 改正の内容

本制度の適用期限が2年延長され、平成24年までの各年分の所得税について適用することとされました（措法20①）。

十六 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものが、平成10年6月17日から平成22年3月31日

までの期間内の日の属する各年において、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、その特定廃棄物最終処分場ごとに、その特定廃棄物最終処分場につきその年において廃棄物の処理及び清掃

に関する法律の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することが認められています(旧措法20の3)。

2 改正の内容

本制度の適用期限が、平成24年3月31日の属する年（平成24年）まで2年延長されました（措法20の3①）。

十七 探鉱準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和40年4月1日から平成22年3月31日までの期間内の日の属する各年において、探鉱のための地質調査、地震探鉱・重力探鉱その他これらに類する探鉱、探鉱のためのボーリング又は鉱量が推定されていない鉱床につき鉱量を推定するための坑道の掘削に要する費用（新鉱床探鉱費といいます。）の支出に備えるため、一定の金額を探鉱準備

金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することが認められています（旧措法22）。

2 改正の内容

本制度の適用期限が、平成25年3月31日の属する年（平成25年）まで3年延長されました（措法22①）。

十八 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者に該当する個人が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得等をし、かつ、その個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した少額減価償却資産（取得価額が30万円未満であるものをいいます。）については、その取得価額に相当する金額を、その個人のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することが認められています（旧措法28の2）。

この場合において、取得等をした少額減価償却資産については、その取得価額の全額について必要経費に算入することができますが、その年に取得等をした少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とすることとされています（旧措法28の2①後段）。

2 改正の内容

本制度の適用期限が、平成24年3月31日まで2年延長されました（措法28の2①）。